

事務連絡  
令和元年5月9日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

消費税に係る説明会等の開催案内の参考送付について

このことについて、公正取引委員会から案内がありましたので送付します。受講を希望される場合は、公正取引委員会のホームページの申込フォームから直接お申し込みください。

貴職におかれましては、貴会員（組合員）に対する周知をお願いします。

消費税の転嫁拒否等の行為に関する事業者等向け説明会及び相談会並びに  
消費税の軽減税率制度説明会の開催について  
(受講希望者募集の御案内)

令和元年10月に消費税率10%への引上げが予定されているところ、公正取引委員会では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る観点から、消費税転嫁対策特別措置法(消費税特措法)で禁止されている、買ったときや減額といった消費税の転嫁拒否等の行為の概要やこれまでの違反事例などについて、公正取引委員会の担当者が説明する説明会及び転嫁拒否等の行為を受ける事業者等の方々からの御相談を公正取引委員会の担当者が受け付ける相談会を開催することとしましたので御案内いたします。

また、説明会においては、消費税の軽減税率制度についても説明いたします(講師：高松国税局職員)。

本説明会の受講を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

### 1 開催日時・会場等

開催地	開催日時	会場	定員
愛媛県 松山市	令和元年5月21日(火) 13:30~15:30	愛媛県松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 2階 第1・第2会議室	50名
徳島県 徳島市	令和元年5月22日(水) 13:30~15:30	徳島県徳島市山城町東浜傍示1-1 アスティとくしま 2階 第4会議室	50名
香川県 高松市	令和元年6月4日(火) 10:00~12:00	香川県高松市サンポート3-3.3 高松サンポート合同庁舎南館 1階 南101会議室	50名
高知県 高知市	令和元年6月6日(木) 13:30~15:30	高知県高知市丸ノ内2-1-10 高知城ホール 2階 中会議室	50名

※ 各会場(高松サンポート合同庁舎を除く。)の駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関又は周辺の有料駐車場の利用をお願いします。なお、高松サンポート合同庁舎には説明会受講者のための駐車場がありませんので、公共交通機関又は周辺の有料駐車場の利用をお願いします。

### 2 説明会の内容

- ・ 消費税特措法の概要説明
- ・ これまでの消費税特措法の違反事例紹介
- ・ 消費税の軽減税率制度の概要説明(講師：高松国税局職員)
- ・ 消費税特措法及び消費税の軽減税率制度に関する個別相談対応

### 3 申込方法

本説明会の受講を希望される方は、当委員会のHP（「消費税転嫁対策コーナー」→「説明会」→「消費税の転嫁拒否等の行為に関する事業者等向け説明会及び相談会の実施について」）（<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/setumeikai.html>）にアクセスし、申込フォームに必要事項を入力の上、お申し込みください。

- ※ 1事業者又は1事業者団体から、複数名の受講も可能です（なお、申し込みが多数の場合には、1事業者又は1事業者団体当たりの人数を調整させていただく場合があります。）。
- ※ 申込フォームを利用になる際は、Internet Explorer ver. 5.0以降の利用を推奨します。
- ※ 申込完了後、記入いただいたメールアドレス宛てに到達通知が送付されますので、その到達通知又は「講習会の申込み登録結果」と表示された画面を印刷し、説明会当日、会場にお持ちください。
- ※ 申込受付は先着順とし、定員になり次第締切りとさせていただきます。
- ※ 申込みの際に入手した個人情報は、本説明会業務以外の目的には、使用いたしません。
- ※ 本説明会の受講は無料です。
- ※ 説明会で使用する資料は、説明会会場にて配布いたします。



【本説明会に関する問い合わせ先】  
香川県高松市サンポート3-33  
高松サンポート合同庁舎南館8階  
公正取引委員会事務総局 四国支所  
消費税転嫁対策調査室 善本（よしもと）  
電話番号 087-811-1758（直通）